○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 路線名　二号

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福山市入船町三丁目五〇番から同市赤坂町大字早戸字鍛冶屋七二八番一まで	前	一五・五二～一五・五二～二一・六〇～二一・九四（メートル）	八六・一五（メートル）	七・六三三（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A		八六・一五（メートル）	七・六三三（キロメートル）	
	後 B			三・四七三（キロメートル）	

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島根県鹿足郡津和野町中座イ一九五〇番一二から同町中座イ一九一〇番八まで	前	二四・八〇～二九・三〇（メートル）	四六・八〇（メートル）	〇・二〇六（キロメートル）
	後	二四・八〇～四三・七〇（メートル）	〇・二〇六（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　九号

供用開始の区間　図面縦覧場所

島根県鹿足郡津和野町中座イ一九四四番三から同町中座イ一九一三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十八日

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
竹原市忠海長浜一丁目三〇六八番五地内	前	九・〇〇～一〇・〇〇（メートル）	九・二〇（メートル）	〇・〇一三（キロメートル）
	後	一〇・〇〇～一一・〇〇（メートル）	〇・〇一三（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百八十五号　竹原市忠海長浜一丁目三〇六八番五地内　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十八日

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十八年三月十八日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

名称　国営吉野ヶ里歴史公園

位置　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十八年三月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十八年四月一日

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

近畿地方整備局長　山田　邦博

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
淀川水系	猪名川	左岸　豊中市上津島３丁目124番地先 右岸　尼崎市東園田町１丁目258番地先	神崎川への合流点	船舶
	藻川	左岸　尼崎市田能５丁目628番１地先 右岸　尼崎市猪名寺１丁目493番１地先	猪名川への合流点	船舶
		大井井堰		